

浜松市障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意思疎通を図ることが困難な障害者が医療機関に入院したとき、当該障害者が当該医療機関に派遣されるコミュニケーション支援員を介して、医療従事者との意思疎通を図り円滑な医療行為を受けることができるよう支援することを目的として実施する浜松市障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域生活支援事業として実施するものとし、その実施主体は浜松市とする。

(定義)

第3条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。

2 この要綱において「コミュニケーション支援事業者」とは、法第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者で、法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う事業者をいう。

3 この要綱において「コミュニケーション支援員」とは、第16条第1項に規定する要件に該当する者であって、意思疎通を図ることが困難な障害者と医療従事者との意思疎通を仲介するためにコミュニケーション支援事業者から医療機関に派遣されるものをいう。

4 この要綱において「コミュニケーション支援給付費」とは、第7条に規定するサービス提供費から第17条に規定する利用者負担額を控除した費用をいう。

(対象者)

第4条 本事業の対象となる障害者は、浜松市内に居住し、入院時の状態が、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援のサービスを現に利用している者。

(2) 法第21条第1項に規定する障害支援区分の認定に係る認定調査項目のうち「3-3 コミュニケーション」の項目について、「日常生活に支障がない」以外の者。

(3) 別表第一に規定する、単身の世帯に属する者又はこれに準ずる世帯に属する者。

(4) 入院した医療機関がコミュニケーション支援員の派遣を承諾している者。

(事業内容)

第5条 本事業は、前条の要件に該当する障害者が、入院した医療機関において、コミュニケーション支援事業者から派遣されるコミュニケーション支援員を介して、医療従事者との意思疎通を図り

円滑な医療行為を受けることができるようにするための支援（以下「コミュニケーション支援」という。）を行うものとする。

2 コミュニケーション支援を実施した際には、コミュニケーション支援に要する費用（以下「サービス提供費」という。）について、コミュニケーション支援給付費を当該障害者に支給することにより実施するものとする。

3 コミュニケーション支援には、診療報酬の対象となるサービスを含まないものとする。

（派遣期間及び時間）

第6条 コミュニケーション支援員の派遣時間は、1回の入院につき、利用開始日から起算して14日以内、150時間を上限とする。ただし、継続して利用する必要がある場合は、利用開始日から起算して30日までを超えない期間内で延長できるものとする。

（事業に要する費用）

第7条 サービス提供費は、法第5条第3項に規定する重度訪問介護の単価の基本部分とし、各加算は行わないものとする。

（支給決定）

第8条 この要綱の規定によりコミュニケーション支援給付費の支給を受けようとする障害者（以下この条において「申請者」という。）は、第1号様式に法第22条第8項に規定する受給者証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、コミュニケーション支援給付費の支給の可否及び支給する場合の支給期間等の決定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面（第2号様式）を申請者に送付するものとする。

（支給決定の変更）

第9条 前条の規定は、支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者」という。）が現に受けている支給決定の内容について変更を必要する場合において準用する。

（支給決定の取り消し）

第10条 市長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

（1）死亡したとき。

（2）本事業の利用を辞退したとき。

（3）第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

（4）不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。

（5）その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、第3号様式により当該取り消しに係る支給決定障害者に対してその旨を通知するものとする。

（届出事項）

第11条 支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届けなければならない。

- (1) 支給決定障害者の住所、氏名又は世帯構成員等に変更があったとき。
- (2) 本事業の利用を辞退したとき。
- (3) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(派遣開始の届出)

第12条 医療機関への入院によりコミュニケーション支援事業者にコミュニケーション支援を依頼する支給決定障害者は、コミュニケーション支援員の受け入れについて当該医療機関から承諾を得た後に、第4号様式を市長に提出しなければならない。

(派遣契約)

第13条 支給決定障害者は、コミュニケーション支援事業者にコミュニケーション支援を依頼するときは、第2号様式を当該事業者に提示し、当該事業者とコミュニケーション支援について契約を締結しなければならない。

(利用終了の届出)

第14条 コミュニケーション支援を受けた支給決定障害者は、医療機関を退院したときは、速やかに第5号様式を市長に提出しなければならない。

(コミュニケーション支援事業者)

第15条 コミュニケーション支援員の派遣は、第8条第3項の規定により支給決定障害者に通知された事業者が行うものとする。

- 2 コミュニケーション支援事業者は、医療機関及び区社会福祉課その他の関係機関との緊密な連携を図ることにより意思疎通に要する支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 コミュニケーション支援事業者は、支給決定障害者に対してコミュニケーション支援を行ったときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(コミュニケーション支援員)

第16条 コミュニケーション支援員は、支給決定障害者の在宅生活時において、居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援のサービス提供に当たっていた者で、当該支給決定障害者との意思疎通を十分に図ることができる者でなければならない。

- 2 コミュニケーション支援員が、コミュニケーション支援に当たるときは、医療従事者等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障害者又は当該支給決定障害者が入院する医療機関から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(利用者負担額)

第17条 本事業において、コミュニケーション支援を受けた支給決定障害者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、サービス提供費に100分の10を乗じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市民税非課税世帯（支給決定の開始日が4月から6月までの間である場合は前年度分）に属する支給決定障害者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する支給決定障害者については、利用者負担は要しないものとする。
- 3 利用者負担額の上限月額管理については、本事業単独での管理とする。

(利用者負担の受領)

第18条 コミュニケーション支援事業者は、支給決定障害者に対してコミュニケーション支援を行ったときは、当該支給決定障害者から前条の規定により算定した利用者負担額の支払を受けるものとする。

(領収証の交付)

第19条 コミュニケーション支援事業者は、前条の規定により支給決定障害者から利用者負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、領収証を発行しなければならない。

(コミュニケーション支援給付費の支給)

第20条 市長は、支給決定障害者が、第8条第2項の規定により決定された支給期間において、コミュニケーション支援事業者からコミュニケーション支援を受けたときは、当該支給決定障害者に対し、当該コミュニケーション支援（第6条に規定する派遣時間の範囲内のものに限る。）について、コミュニケーション支援給付費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、コミュニケーション支援給付費の支給は、支給決定障害者からコミュニケーション支援事業者への委任にて行うものとする。支給決定障害者は、第6号様式によりコミュニケーション支援給付費の請求及び受領についてコミュニケーション支援事業者に委任し、市長は、当該支給決定障害者に支払うべきコミュニケーション支援給付費を当該支給決定障害者に代わり当該コミュニケーション支援事業者に支払うものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者に対してコミュニケーション支援給付費の支給があったものとみなす。

(支払請求)

第21条 コミュニケーション支援事業者は、前条第2項の規定によりコミュニケーション支援給付費の支払を受けようとするときは、コミュニケーション支援を行った日の属する月の翌月の10日までに、第7号様式、第8号様式及び第9号様式を市長に提出しなければならない。

2 市長は、コミュニケーション支援事業者から前項の請求があった場合は、これを審査し、適当であると認めたときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(不正利得)

第22条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、当該コミュニケーション支援給付費の支給に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、コミュニケーション支援事業者が、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援給付費の支払を受けたときは、当該コミュニケーション支援事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(秘密の保持)

第23条 コミュニケーション支援事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給決定障害者又は当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 コミュニケーション支援事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障害者又は当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措

置を講じなければならない。

(調査及び指導監督)

第24条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者、当該支給決定障害者の配偶者若しくは当該支給決定障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、コミュニケーション支援事業者若しくはその従事者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前各項規定に基づく調査及び指導監督を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表第一（第4条関係）

区分	定義	介護者の状況の詳細
単身	支給決定障害者の属する世帯が 実態上、単身世帯である場合	住民基本台帳上は単身世帯であるが、実際には他の者が同居しており、介護力があると確認される場合は単身とみなさない。
準単身	支給決定障害者の属する世帯が 単身世帯ではないが、その世帯 に属する者の介護力に制約があり、 支援を受けられない場合	<p>「介護力に制約がある」とは、以下のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上でかつ日常生活において介護等を要する場合（介護保険制度において、要支援又は要介護認定を受けている場合） ・ 障害者であって、日常生活において介護等を要する場合（障害福祉サービスにおいて、居宅介護、重度訪問介護を利用している場合） ・ 18 歳未満の場合